

令和2年度第5号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条の規定により、
農用地利用配分計画案を作成したので提出します。

令和2年12月11日

市町村名 日吉津村
市町村長 中田 達彦

印

利用配分計画各筆明細

整理番号	権利の設定を受ける者	権利を設定する農用地		設定する権利			現に機構より権利の設定を受けている者	
		土地の所在地	現況地目	権利の種類	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/107-ル・年		支払方法
			登記簿面積 m ²	権利の内容				
1	農事組合法人 法人ひえづ 【B,C】	西伯郡日吉津村大字富吉10-1	田 591.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
2		西伯郡日吉津村大字富吉14	田 885.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
3		西伯郡日吉津村大字富吉15	田 1,110.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
4		西伯郡日吉津村大字富吉458-1	田 1,027.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
5		西伯郡日吉津村大字富吉546-1	田 836.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
6		西伯郡日吉津村大字富吉547	田 977.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
7		西伯郡日吉津村大字富吉1013	田 2,077.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
8		西伯郡日吉津村大字富吉1014	田 1,346.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
9		西伯郡日吉津村大字富吉600-1	田 987.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
10		西伯郡日吉津村大字富吉273	田 310.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
11		西伯郡日吉津村大字富吉641-1	田 1,003.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
12		西伯郡日吉津村大字富吉740	田 992.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
13		西伯郡日吉津村大字富吉744-2	田 295.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—

14	農事組合法人 法人ひえづ [B.C]	西伯郡日吉津村大字富吉747	田 1,432.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
15		西伯郡日吉津村大字富吉747-1	田 1,695.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
16		西伯郡日吉津村大字富吉833-1	田 1,395.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
17		西伯郡日吉津村大字富吉837	田 1,125.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
18		西伯郡日吉津村大字日吉津1385-2	田 230.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
19		西伯郡日吉津村大字富吉418-1	田 955.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
20		西伯郡日吉津村大字富吉419-1	田 917.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
21		西伯郡日吉津村大字富吉935-1	田 613.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
22		西伯郡日吉津村大字富吉366-1	田 457.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
23		西伯郡日吉津村大字富吉380-1	田 529.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
24		西伯郡日吉津村大字日吉津2270	畑 1,819.00	使用貸借 普通畑	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
25		西伯郡日吉津村大字富吉940-1	田 643.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
26		西伯郡日吉津村大字富吉478	田 278.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
27		西伯郡日吉津村大字富吉479	田 174.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
28	西伯郡日吉津村大字富吉580-2	田 570.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—	
29	西伯郡日吉津村大字富吉754-2(1)	田 741.00のうち 720.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—	

30	農事組合法人 法人ひえづ 【B.C】	西伯郡日吉津村大字富吉754-2(2)	田 741.00のうち 21.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
31		西伯郡日吉津村大字富吉937-1	田 333.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
32		西伯郡日吉津村大字富吉939-1	田 468.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
33		西伯郡日吉津村大字日吉津1385-3	田 1,090.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
34		西伯郡日吉津村大字富吉638-1	田 1,644.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
35		西伯郡日吉津村大字富吉768-3	田 1,705.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
36		西伯郡日吉津村大字富吉768-5	田 191.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
37		西伯郡日吉津村大字日吉津1395-1(1)	田 744.00のうち 650.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
38		西伯郡日吉津村大字日吉津1396	田 1,369.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
39		西伯郡日吉津村大字日吉津1385-1	田 388.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
40		西伯郡日吉津村大字日吉津1376	田 955.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
41		西伯郡日吉津村大字日吉津1392-1	田 261.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
42		西伯郡日吉津村大字富吉381	田 838.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
43		西伯郡日吉津村大字富吉942-1	田 550.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
44		西伯郡日吉津村大字富吉1137-1	田 782.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
法人ひえづ 計			44筆 37,233.00					

45	中口 克敏	西伯郡日吉津村大字富吉31-1	田 1,196.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
46		西伯郡日吉津村大字日吉津938-1	田 934.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
47		西伯郡日吉津村大字富吉405-1	田 928.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
48		西伯郡日吉津村大字富吉466-1	田 748.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
49		西伯郡日吉津村大字富吉467-1	田 730.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
50		西伯郡日吉津村大字富吉468-1	田 749.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
51		西伯郡日吉津村大字富吉751-1	田 1,086.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
52		西伯郡日吉津村大字富吉751-2	田 862.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
53		西伯郡日吉津村大字富吉406-1	田 938.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
54		西伯郡日吉津村大字富吉315-1	田 562.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
55		西伯郡日吉津村大字富吉315-3	田 402.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
56		西伯郡日吉津村大字富吉513-1	田 950.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
57		西伯郡日吉津村大字日吉津932-1	田 695.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
58		西伯郡日吉津村大字日吉津932-2	田 343.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
59		西伯郡日吉津村大字富吉11	田 1,152.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
60		西伯郡日吉津村大字富吉753-2	田 538.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—

61	中口 克敏	西伯郡日吉津村大字富吉755-4	田 589.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
62		西伯郡日吉津村大字富吉337-1	田 712.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
63		西伯郡日吉津村大字富吉1011	田 764.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
64		西伯郡日吉津村大字日吉津934-1	田 996.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
65		西伯郡日吉津村大字富吉43-1	田 905.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
66		西伯郡日吉津村大字日吉津939	田 990.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
67		西伯郡日吉津村大字富吉35-1	田 968.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
68		西伯郡日吉津村大字富吉459-1	田 716.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
69		西伯郡日吉津村大字富吉460-1	田 708.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
70		西伯郡日吉津村大字富吉449-1	田 850.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
71		西伯郡日吉津村大字富吉650	田 1,668.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
72		西伯郡日吉津村大字富吉659	田 133.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
73		西伯郡日吉津村大字富吉286-1	田 1,519.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
74		西伯郡日吉津村大字富吉316-1	田 511.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
75		西伯郡日吉津村大字富吉27-1(1)	田 724.00のうち 710.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
76		西伯郡日吉津村大字富吉27-1(2)	田 724.00のうち 14.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—

77	中口 克敏	西伯郡日吉津村大字日吉津929-1	田 1,023.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
78		西伯郡日吉津村大字富吉498-1	田 174.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
79		西伯郡日吉津村大字富吉499	田 1,049.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
80		西伯郡日吉津村大字富吉530-1	田 873.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
81		西伯郡日吉津村大字富吉32-1	田 885.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
82		西伯郡日吉津村大字富吉487	田 682.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
83		西伯郡日吉津村大字富吉510-1	田 1,231.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
84		西伯郡日吉津村大字富吉521-1	田 943.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
85		西伯郡日吉津村大字富吉407-1	田 956.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
中口 克敏 計			41筆 33,382.00					
86	関 裕介 【A】	西伯郡日吉津村大字日吉津1891	田 735.00	使用貸借 水田	5年 R3.2.1 R8.1.31	—	—	—
87		西伯郡日吉津村大字日吉津1892	田 1,193.00	使用貸借 水田	5年 R3.2.1 R8.1.31	—	—	—
88		西伯郡日吉津村大字富吉340-1	田 783.00	使用貸借 水田	5年 R3.2.1 R8.1.31	—	—	—
89		西伯郡日吉津村大字日吉津545-1	田 1,188.00	使用貸借 水田	5年 R3.2.1 R8.1.31	—	—	—
90		西伯郡日吉津村大字日吉津1889	田 902.00	使用貸借 水田	5年 R3.2.1 R8.1.31	—	—	—
91		西伯郡日吉津村大字富吉347	田 818.00	使用貸借 水田	5年 R3.2.1 R8.1.31	—	—	—

関 裕 介 計			6筆 5,619.00					
92	景山 照子 【A】	西伯郡日吉津村大字富吉71	田 900.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
93		西伯郡日吉津村大字富吉72	田 900.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
94		西伯郡日吉津村大字富吉70-1	田 1,018.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
95		西伯郡日吉津村大字富吉6-1	田 906.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
96		西伯郡日吉津村大字富吉448-1	田 855.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
97		西伯郡日吉津村大字日吉津1411-1	田 641.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
98		西伯郡日吉津村大字富吉5-1	田 1,250.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
景山 照子 計			7筆 6,470.00					
99	能登路 幸輝 【A】	西伯郡日吉津村大字日吉津535	田 1,261.00	使用貸借 水田	7年2月 R3.2.1 R10.3.31	—	—	—
100		西伯郡日吉津村大字日吉津530-1	田 1,173.00	使用貸借 水田	7年2月 R3.2.1 R10.3.31	—	—	—
能登路 幸輝 計			2筆 2,434.00					
101	藤山 陽	西伯郡日吉津村大字富吉742-1	田 1,723.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
102		西伯郡日吉津村大字富吉727-1	田 141.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
藤山 陽 計			2筆 1,864.00					
103	山崎 博 【A】	西伯郡日吉津村大字富吉47	田 1,462.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—

104	山崎 博 【A】	西伯郡日吉津村大字富吉330-1	田 954.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
105		西伯郡日吉津村大字富吉618-1	田 958.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
106		西伯郡日吉津村大字富吉550	田 969.00	使用貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	—	—	—
山崎 博 計			4筆 4,343.00					
107	山西 弘一郎 【A】	西伯郡日吉津村大字富吉365-1	田 1,162.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
108		西伯郡日吉津村大字富吉370-1	田 843.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
109		西伯郡日吉津村大字富吉371-1	田 957.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
110		西伯郡日吉津村大字富吉377-1	田 959.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
111		西伯郡日吉津村大字富吉385	田 951.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
112		西伯郡日吉津村大字富吉374-1	田 990.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
113		西伯郡日吉津村大字富吉557-1	田 1,040.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
114		西伯郡日吉津村大字富吉382	田 1,090.00	使用貸借 水田	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
山西 弘一郎 計			8筆 7,992.00					
115	野口 幸司 【A】	西伯郡日吉津村大字日吉津1489-2	畑 566.00	使用貸借 普通畑	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
116		西伯郡日吉津村大字日吉津2416	畑 1,413.00	使用貸借 普通畑	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—
117		西伯郡日吉津村大字日吉津2418	畑 1,073.00	使用貸借 普通畑	9年11月 R3.2.1 R12.12.31	—	—	—

野口 幸司 計			3筆 3,052.00					
118	(株)山陰農業研究所 【A.C】	西伯郡日吉津村大字富吉846	田 1,062.00	賃貸借 水田	10年5月 R3.2.1 R13.6.30	2,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
119		西伯郡日吉津村大字富吉847-2	田 205.00	賃貸借 水田	10年5月 R3.2.1 R13.6.30	2,000		—
120		西伯郡日吉津村大字富吉852-1	田 923.00	賃貸借 水田	10年5月 R3.2.1 R13.6.30	2,000		—
121		西伯郡日吉津村大字富吉852-2	田 211.00	賃貸借 水田	10年5月 R3.2.1 R13.6.30	2,000		—
122		西伯郡日吉津村大字富吉853	田 760.00	賃貸借 水田	10年5月 R3.2.1 R13.6.30	2,000		—
123		西伯郡日吉津村大字富吉854	田 329.00	賃貸借 水田	10年5月 R3.2.1 R13.6.30	2,000		—
124		西伯郡日吉津村大字富吉855	田 274.00	賃貸借 水田	10年5月 R3.2.1 R13.6.30	2,000		—
125		西伯郡日吉津村大字富吉856	田 1,672.00	賃貸借 水田	10年5月 R3.2.1 R13.6.30	2,000		—
126		西伯郡日吉津村大字富吉798-1	田 1,618.00	賃貸借 水田	10年5月 R3.2.1 R13.6.30	2,000		—
127		西伯郡日吉津村大字富吉877-1	田 823.00	賃貸借 水田	2年11月 R3.2.1 R5.12.31	2,000		—
128		西伯郡日吉津村大字富吉864-1	田 1,477.00	賃貸借 水田	10年5月 R3.2.1 R13.6.30	2,000		—
129		西伯郡日吉津村大字富吉1177-1	田 602.00	賃貸借 水田	10年5月 R3.2.1 R13.6.30	2,000		—
130		西伯郡日吉津村大字富吉1179-3(1)	田 1,879.00のうち 1,200.00	賃貸借 水田	4年11月 R3.2.1 R7.12.31	2,000		—
131		西伯郡日吉津村大字富吉1179-1	田 1,086.00	賃貸借 水田	10年5月 R3.2.1 R13.6.30	2,000		—
132	西伯郡日吉津村大字富吉1179-5	田 403.00	賃貸借 水田	10年5月 R3.2.1 R13.6.30	2,000	—		

133	(株)山陰農業研究所 【A.C】	西伯郡日吉津村大字富吉1179-6	田 298.00	賃貸借 水田	10年5月 R3.2.1 R13.6.30	2,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—		
134		西伯郡日吉津村大字富吉1180-1	田 1,056.00	賃貸借 水田	10年5月 R3.2.1 R13.6.30	2,000		—		
135		西伯郡日吉津村大字富吉1181-1	田 502.00	賃貸借 水田	10年5月 R3.2.1 R13.6.30	2,000		—		
136		西伯郡日吉津村大字富吉1182	田 1,438.00	賃貸借 水田	10年5月 R3.2.1 R13.6.30	2,000		—		
137		西伯郡日吉津村大字富吉848	田 189.00	賃貸借 水田	10年5月 R3.2.1 R13.6.30	2,000		—		
138		西伯郡日吉津村大字富吉849	田 1,088.00	賃貸借 水田	10年5月 R3.2.1 R13.6.30	2,000		—		
139		西伯郡日吉津村大字富吉850-1	田 826.00	賃貸借 水田	10年5月 R3.2.1 R13.6.30	2,000		—		
140		西伯郡日吉津村大字富吉1189-1	田 407.00	賃貸借 水田	10年5月 R3.2.1 R13.6.30	2,000		—		
141		西伯郡日吉津村大字富吉1190-1	田 759.00	賃貸借 水田	10年5月 R3.2.1 R13.6.30	2,000		—		
142		西伯郡日吉津村大字富吉851	田 862.00	賃貸借 水田	10年5月 R3.2.1 R13.6.30	2,000		—		
143		西伯郡日吉津村大字富吉880	田 1,743.00	賃貸借 水田	10年5月 R3.2.1 R13.6.30	2,000		—		
144		西伯郡日吉津村大字富吉876-2	田 391.00	賃貸借 水田	10年5月 R3.2.1 R13.6.30	2,000		—		
(株)山陰農業研究所 計			27筆 22,204.00							
計			144筆 124,593.00							

- 添付書類等の省略について、該当する場合は以下の区分を記載。
A 既に機構から配分を受けている農地をふたたび同じ経営体に配分する場合。
B 既に機構から配分を受けている経営体に、その経営体が配分を受けた事のない農地の配分を行う場合。
C 農業委員会が認める農地所有適格法人の場合。
 - 添付書類の「農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等」で省略に該当する項目には斜線を引く。
- 共通事項は別紙のとおり

2 共通事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

各筆明細に定める公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構(以下「甲」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「乙」という。)が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)(以下「法」という。)第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用配分計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(5) 遅延損害金

ア 乙は、各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、鳥取県延滞金徴収条例(昭和27年鳥取県条例第45号)第3条の規定に準じて計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において土地所有者が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で甲及び土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲と協議のうえ土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲及び土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、乙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、乙が別途定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(8) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(9) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(10) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び鳥取県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(11) 権利取得者の責務

ア 乙は、この農用地利用配分計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、法第21条第1項の規定により、毎年、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、甲に報告しなければならない。

(12) 機構関連事業について

甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(13) その他

この農用地利用配分計画に定めのない事項及び農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び鳥取県が協議して定める。